

はじめに・・・

平成17年4月1日に発達障害者支援法が施行され、それに基づいた取り組みがスタートしました。また、平成28年8月1日には、よりよい支援になるように改正法が施行されました。この法律は、発達障害のある方が、それぞれのライフステージ（年齢）にあった適切な支援を受けられるように、また、この障害が広く国民全体に理解されることをめざしています。

発達障害の特徴のある方は稀な存在ではなく、身近にいることがわかってきています。発達障害は、早い時期から周囲の理解が得られ、療育等の支援や環境の調整が行われることが大切です。

発達障害のことを知らない方も、発達障害で困っている方も、このパンフレットを見て、少しでも発達障害の理解につながればと考えています。

たとえば、こんなことで困ったり悩んだりしていませんか？

- 聞こえているはずなのに、呼びかけても返事をしない、振り向かない
- 周りの同い年の子どもと比べて、言葉の発達が遅れている気がする
- 話をしても相手の方を見ない
- 友だちとうまく遊べない（人との付き合いが極端に苦手）
- こだわりが強く、興味関心のあることが偏っている
- 短い時間でも、じっとしてられない、黙ってられない
- 集中できない、待たなければいけないときに待てない
- 考えるよりも先に、急ぎ行動してしまう
- 鏡文字を書いたり、読むことが極端に苦手など、読み書きの問題が見られる

気になる項目はありましたか？
もう少し詳しく見ていきましょう。



発達障害がいったいなんですか？

発達障害者支援法では、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」、発達障害者とは「発達障害がある者であって、発達障害及び社会的障壁（※）により日常生活または社会生活に制限を受けるもの」と定義しています。

発達障害の原因はまだよくわかっていませんが、現在では脳機能の障害と考えられています。



（※）社会的障壁…発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のもの。

代表的な発達障害

H28年8月厚生労働省公表資料より抜粋

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

広汎性発達障害（PDD）

アスペルガー症候群

- 注意欠陥多動性障害（ADHD）
- 不注意（集中できない）
 - 多動・多弁（じっとしてられない）
 - 衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

- 学習障害（LD）
- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

（参考）発達障害に関連して使われることのある用語

- 強度行動障害：激しい自傷や他害などがあり、特別な支援が必要な状態。
- 高機能：知的な遅れを伴わないこと。
- 自閉症スペクトラム障害（ASD）：広汎性発達障害（PDD）とほぼ同義。
- 発達凸凹（でこぼこ）：発達の状態や能力に差異はあるが社会的不適応を示していないケースについて、「障害」や「発達障害」という言葉を使わず、表現するもの。